

ID: 199

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第122号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第9条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和3年7月28日